資料２

地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程現行・改正案対照表

＿＿＿＿＿は改正箇所

現行	改正案（平成 28 年 12 月 16 日施行）	改正案（平成 29 年 4 月 1 日施行）
（賞与） 第７条　――――― 略 ――――― ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては 100 分の 200、12 月に支給する場合においては 100 分の 215 を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３　――――― 略 ――――― ４　――――― 略 ―――――	（賞与） 第７条　――――― 略 ――――― ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては 100 分の 200、12 月に支給する場合においては 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３　――――― 略 ――――― ４　――――― 略 ――――― 附　則（平成 28 年 12 月 16 日） （施行期日等） １　この規程は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。 ２　改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程（以下「平成 28 年 12 月改正後役員報酬規程」という。）の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。 （給与の内払） ３　平成28年12月改正後役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、平成 28 年 12 月改正後役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。 （委任） ４　附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。	（賞与） 第７条　――――― 略 ――――― ２　賞与の額は、第４項に定める賞与基礎額に、６月に支給する場合においては 100 分の 205、12 月に支給する場合においては 100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第 40 条に定める割合を乗じて得た額とする。 ３　――――― 略 ――――― ４　――――― 略 ――――― 附　則（平成 28 年 12 月 16 日） この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。